

## 物品買入れ等競争入札（見積）参加者心得

（趣旨）

第1条 この心得は、物品の売買その他の契約において、港区（以下「区」という。）が行う指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（指名の取消し）

第2条 指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）の指名を受けた者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合（被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取消す。

第3条 入札参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名は、これを取消す。

(1) 契約の履行に当たり、物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となった場合は、当該指名は、これを取消す。

(1) 入札参加者若しくは入札参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加者の経営に実質的に関与しているとき

(2) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき

(3) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき

(6) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年8月1日）に定める措置要件に該当することになった者

(7) 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格審査の申請を行うことができる条件を欠くこととなった者

第5条 入札参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該指名を取消すことがある。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、その見積もる契約希望金額（単価による入札においては、契約希望金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

(1) 保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 入札参加者の指名の通知（以下「入札通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき

(入札保証金の納付に代わる担保)

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。この場合、当該担保の価値は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債 その債権金額

(2) 鉄道債券その他政府保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形 手形金額（その手形の満期の日が、当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行の支払保証書 その保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第9条 入札保証金は、入札通知書において指示された場所、期限及び手続きに従い納付しなければならない。

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、区から指示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増減を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第 11 条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

(公正な入札の確保)

第 12 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第 13 条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうち、封をして、あらかじめ入札通知書等において示した日時及び場所において、区の指示により入札をしなければならない。

記名押印は、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票に記載された、代表者名及び実印（使用印を登録している場合は使用印に限る）、代理人に委任している場合は、代理人名及び代理人印とする。

2 入札参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区が指定する積算内訳書を提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札に当って、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第 14 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札書等の書換等の禁止)

第 15 条 入札参加者は、その提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第 16 条 開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において行う。

2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札参加者が、開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない区職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第 17 条 次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 定められた日時までに定められた入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に有効な記名若しくは押印がないもの
- (4) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (5) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る入札
- (7) 同一の入札書に 2 件以上の入札事項を連記したもの
- (8) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第 18 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 19 条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として 2 回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札において第 17 条の規定により無効とされなかった者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第 20 条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第 21 条 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときには、これに代わって、当該入札事務に関係のない区職員をがくじを引く。

(入札結果の通知)

第 22 条 開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その商号・名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に知らせる。この場合において、落札者となった者が立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第 23 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、契約書を作成し記名押印して、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票を持参の上提出しなければならない。

2 前項の期間は、区において必要があるときは、区の指示により伸縮することがある。

3 前 2 項の期間内に契約書を提出しないときは、落札者はその効力を失うことがある。

4 契約書の提出があったときは、契約担当者が当該契約書に記名押印し、1 部

を落札者に返付する。

(契約の確定)

第 24 条 契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第 25 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、落札者に対して契約保証金の全部を納めないこととした場合には、契約の確定後に入札保証金を返還する。

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第 26 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第 27 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、区に帰属する。

(契約保証金)

第 28 条 落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。

(1) 落札者が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札通知書において、その全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第 29 条 第 7 条及び第 26 条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第 30 条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第 31 条 契約保証金は、区の発行する納付書により、契約書提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

(利札の還付)

第 32 条 利札付債権を契約保証金の納付にかえて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 33 条 不動産又は動産の買入れ又は売払いで予定価格が 2 千万円以上の契約については、港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年港区条例第 8 号) の定めるところにより、港区議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(見積競争)

第 34 条 第 2 条から第 5 条まで並びに第 10 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項、第 18 条、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、及び第 28 条から第 33 条の規定は、随意契約における見積競争の場合に準用する。

(見積の無効)

第 35 条 第 17 条第 1 号及び第 3 号から第 8 号の規定は、随意契約における見積競争の場合に準用する。また、見積通知書において指示した提出日時を過ぎて提出された見積書は、これを無効とする。